

# 令和6年度 松前町空家等除却支援事業補助金

～空家等の適正管理を促進するため、除却費用の一部を補助します～

空家を放置すると、防災・防犯・衛生などで近隣の方に迷惑をかけることになり、損害が生じた場合、空家の所有者などが責任を問われることもあります。空家の解体撤去の費用を、町が一部補助しますので、適正な維持管理ができずにお困りの方は、補助金をご活用ください。（※ 補助要件の確認及び添付書類のご案内のため、事前の相談をお願いします。）

## 補助事業の概要 【申請受付期間：令和6年4月1日（月）～7月31日（水）】

### 1 補助の対象となる空家

- (1) 居住その他使用されていない状態でおおむね2年以上経過している個人所有の一戸建て住宅
- (2) 建築後おおむね30年以上経過している住宅
- (3) 他の公的補助金が重複していないもの

### 2 申請できる方

- (1) 空家の所有者（個人）
  - (2) 空家の所有者の相続権利者
- ※（1）または（2）のいずれかの者で、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者でない者

### 3 補助の対象となる工事

- (1) 対象となる空家の全部を除却し、所在地を更地にする工事
- (2) 町内の解体事業者等（建設業法に基づく土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を受けた事業者、または建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録を受けた業者）に依頼して行う工事
- (3) 解体工事前に石綿含有の有無の事前調査を行なっていること。

### 4 補助金額

補助対象経費の2分の1（税抜きで千円未満は切捨て）で上限は60万円です。

※ 申請者が多数の場合は、危険度の高い住宅等を優先して補助を決定しますので、要件を満たしていても補助金が交付できない場合もあります。

#### ■ 申請受付期間

令和6年4月1日（月）～ 7月31日（水）

※補助金の内容や必要書類など、詳しくは町民課生活環境係へお問い合わせいただくか、松前町ホームページをご確認ください。

#### ■ 補助金交付（不交付）決定通知

9月下旬

#### ■ 工事期間

9月下旬～ 3月中旬

※交付決定通知後に着手してください。

#### ■ 補助金の支払い

工事終了後、実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後にお支払いします。

詳しくはホームページをご覧ください

松前町ホームページ > 暮らしの情報 >  
暮らし > 松前町空家等除却支援事業補助金  
<http://www.town.matsumae.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000871.html>



相談・問い合わせ・申し込み先

〒049-1592 北海道松前郡松前町字福山248番地1  
松前町役場町民課生活環境係 ☎0139-42-2633（直通）